

離婚届の書き方と注意

- 黒インク又は黒ボールペンで書いてください。
消えるボールペンで書かないでください。
- 記入すべき部分が赤字になっています。

①届出の日付
離婚届を提出する日付を記入します。届出が受理された日が、法律上離婚した日になります。
また、調停、審判、判決離婚の場合は、確定の日から10日以内に提出しなければなりません。

②届出先
離婚届を提出する市区町村名を記入します。本籍地に届出できないときは、必ず戸籍謄本が必要です。

③氏名、生年月日
氏名は婚姻中の姓で、戸籍謄本の字体通りに記入します。

④住所
住民登録をしているところの住所と、世帯主の氏名を記入します。
(今回の例は、別居していて住民登録も変更してあるケース)

⑤本籍
夫婦の本籍地と戸籍筆頭者の氏名を記入します。(戸籍筆頭者とは、戸籍の一番はじめに記載されている人)
本籍は、住所と違う場合がありますので、確認しておきましょう。
ただし、外国籍の人は国籍だけの記入になります。

⑥父母の氏名
夫婦それぞれの父母の氏名を記入します。父母が婚姻中のとき、母の姓は省略できます。
なお、養父母の場合は、同じ書き方で⑮の欄に記入します。

⑦続き柄
父母との関係を長男、二男、三男・・・、長女、二女、三女・・・で記入します。

⑧離婚の種別
どのような方法で離婚したのか、チェック印を入れます。調停、審判、判決離婚の場合は、それが成立あるいは確定した日付も記入します。

⑨婚姻前の氏にもどる者の本籍
該当するところにチェック印を入れて、その人の本籍も記入します。
ただし、離婚後も婚姻中の姓を名乗る場合、この欄は空白にして、別に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出しなければなりません。

離婚届

- ① 令和○年○月○日 届出
② 北海道野付郡別海町長 殿

③	氏名	夫 別海 一郎	妻 別海 花子
	生年月日	昭和60年10月1日	昭和61年3月3日
④	住所	北海道野付郡別海町	北海道野付郡別海町
	〔住民登録をしているところ〕	別海常盤町280番地	別海西本町52番地
	〔よみかた〕	ベッカイ イチろう	ベッカイ ハナコ
	世帯主の氏名	別海 一郎	別海 花子
⑤	本籍	北海道野付郡別海町別海常盤町280番地	
	〔外国人のときは国籍だけを書いてください〕	筆頭者の氏名 別海 一郎	
	父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 ⑥別海 義雄 ⑦続き柄 母 優子 二男	妻の父 野付 博志 続き柄 母 愛子 長女
	〔他の養父母はその他の欄に書いてください〕		
⑧	離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判 ☐ 和解 ☐ 請求の認諾 ☐ 判決	年 月 日成立 年 月 日認諾 年 月 日確定
⑨	婚姻前の氏にもどる者の本籍	☐ 夫は ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 妻は ☒ 新しい戸籍をつくる	
		北海道野付郡別海町別海西本町52番地	〔よみかた〕のつね はなこ 筆頭者の氏名 野付 花子
⑩	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 別海 陽一、別海 美幸
⑪	同居の期間	令和元年5月から	令和5年3月まで
		(同居を始めたとき)	(別居したとき)
⑫	別居する前の住所	北海道野付郡別海町別海常盤町280番地	
⑬	別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☒ 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は除く) ☐ 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6.仕事をしている者のいない世帯	
⑭	夫妻の職業	(国勢調査の年…令和 年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
⑮	その他		
⑯	届出人署名	夫 別海 一郎	妻 別海 花子

証人 (協議離婚のときだけ必要です)			
⑰	署名	野付 博志	北海 健二
	生年月日	昭和27年6月15日	昭和58年8月27日
	住所	北海道野付郡別海町西春別駅前栄町28番地	北海道根室市〇〇町2丁目27番地
	本籍	北海道野付郡別海町西春別駅前栄町28番地	北海道野付郡別海町尾岱沼潮見町213番地

⑩未成年の子の氏名
未成年の子がいる場合は、養育する親権者を決めて、その子の氏名を記入します。どちらが親権者が決まっていない場合は、離婚届は受理されません。

⑪同居の期間
同居を始めた年月、別居した年月を記入します。同居中の場合や、事実上別居していても住民登録を変更していない場合は、別居した年月は記入しません。

⑫別居する前の住所
すでに別居していて、住民登録も変更してある場合は記入します。

⑬別居する前の世帯のおもな仕事
その世帯の主な収入源となる仕事を、6つの分類の中から、あてはまるものにチェック印を入れます。

⑭夫婦の職業
国勢調査のある年の4月1日から翌年の3月31日までに離婚届を提出するときだけ、職業を記入しま

⑮その他
養父母がいる場合は、養父母の氏名を記入します。
例) 夫の養父 〇〇 〇〇
夫の養母 〇〇 〇〇

⑯届出人
夫婦それぞれが自筆で署名します。

⑰証人欄
証人は18歳以上の成人2人にそれぞれ、氏名、生年月日、住所、本籍を自筆で記入してもらいます。
※証人が必要なのは協議離婚のみで、調停離婚等は証人は必要ありません。

離婚届に必要なもの

- 協議離婚
①離婚届。②戸籍謄本(提出先が本籍地以外の場合)
- 調停離婚
①、②のほか、調停調書の謄本
- 審判離婚
①、②のほか、審判所の謄本、確定証明書
- 判決離婚
①、②のほか、判決書の謄本、確定証明書

たとえ長く別居していても、離婚届を提出していなければ、法的に夫婦間の権利や義務はそのまま続きます。
この関係を法律上もはっきり解消するためには、離婚届を提出して受理される必要があります。